内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課内 「食の安全に関するリスクコミュニケーション の改善に向けて(案)」意見募集担当 御中

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」に対する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会 (所在地) 〒150−8913

東京都渋谷区渋谷 3-29-8 電話: 03-5778-8124

食品安全基本法の制定をはじめ、新たな食品安全行政が開始されてから約3年が経過しました。食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク分析手法の導入により、3府省共催による意見交換会やモニター制度の運営、電子メール等での定期的な情報配信など各種の取り組みが行われ、以前より大きく改善したことは画期的であると考えます。

今後は食品安全基本法第 13 条¹ (情報及び意見の交換の促進) の規定を達成するため、一層の役割発揮を食品安全委員会及びリスクコミュニケーション専門調査会に期待するものです。

これをふまえ、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」 (以下、「報告(案)」)に対して、下記の通り、総括的意見及び個別具体的事項に関する意見を提出します。

記

1. 総括的意見

リスクコミュニケーションの今後の推進にあたり、食品安全委員会及びリスクコミュニケーション専門調査会は、次の二点について責務を果たす必要があると考えます。

- (1) 食品安全委員会が、関係各省庁や地方自治体も含めた、関係者による包括的な リスクコミュニケーションの改善やレベルの向上について、主導的な役割を発揮 すること。
- (2) リスクコミュニケーション専門調査会の機能や役割を整理し、中長期的に政策 判断が求められる、または関係者の関心が高い重要事項 (GMO など) について、

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

¹ 食品安全基本法 第 13 条

⁽情報及び意見の交換の促進)

リスクコミュニケーション専門調査会が事前に、リスクコミュニケーション全体 の進め方や組み立て、方法・ツール等について、関係者とともに検討すること。

2. 個別具体的事項に関する意見

(1) リスクコミュニケーションの取り組みについては、意見交換会に限らず多種多様な取り組みを主体的に実践し、関係者の理解を推進すること

(理由)

リスクコミュニケーションの取り組みは、単に意見交換会や教育啓発活動を実施するだけではなく、関係者相互間の信頼性を高める努力なども含まれます。また、国際的にもリスクコミュニケーションは新しい取り組みであり、継続的な努力が関係者に求められます。

報告(案)の今後の課題には、「対象を限定した意見交換会の実施」等が記載されていますが、それ以外にもホームページ上での意見交換(ネットミーティング)の実施など多種多様な取り組みを、リスクコミュニケーション専門調査会が、主体的に企画・実施し、関係者の理解を推進することが重要です。

(2) 関係者のリスクコミュニケーション技術向上に向けての支援策の検討を報告 (案) に明記し、食品安全委員会の運営計画として具体化を図ること

(理由)

内閣府国民生活審議会消費者政策部会は、2006 年 7 月に「消費者基本計画の検証・評価・監視について」をまとめました。この中で「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」として、「消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する」と記載しています。

この内容に関連して、関係省庁や消費者・事業者等をはじめとする関係者それぞれのコミュニケーション技術向上に対する支援策について、食品安全委員会とリスクコミュニケーション専門調査会が、検討の中心を担うべきと考えます。よって、この旨を報告(案)に明記し、併せて2007年度の食品安全委員会の運営計画として具体化を図る必要があると考えます。

(3)「4. 改善の方向性」で示された課題について、「何をいつまでに」実施するかを明確にした、具体的な実施計画を作成すること

(理由)

報告(案)の「4.改善の方向性」で記載された事項は、具体的な実施計画を示すまでには至っていません。リスクコミュニケーションの改善について、今後の具体化を図るためには、例えば、「中長期的にリスクコミュニケーションが必要なテーマについて整理すること」や「リスクコミュニケーション専門調査会が企画実施責任者となり、関係者とのリスクコミュニケーションを〇〇年度から実施する」、「企

画・立案段階から関係者の参画の下に意見交換会を運営する」等、対策毎に達成目標や「何をいつまでに」行うかなど、優先順位をつけて具体的に示した実施計画を作成し、公表する必要があると考えます。

(4) リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性について、「4. 改善の方向性」に明記し、具体化に向けた検討を実施すること(理由)

報告(案)の「3.リスクコミュニケーション専門調査会における議論」には、「他の関係者からの信頼を得るため、独立性、公平性、透明性を保ちつつ、リスク評価機関とリスク管理機関での情報交換や調整を行う必要性も示唆された」と記載されています。

リスク評価機関(リスク評価者)とリスク管理機関(リスク管理者)との間のリスクコミュニケーションは、リスクアナリシス(リスク分析)の実施において重要な要素であるため、報告(案)の「4.改善の方向性」に明記し、リスクコミュニケーション専門調査会において具体化に向けた検討が行われる必要があると考えます。

(5)「5. 今後検討すべき内容」に「リスク評価機関における透明性・独立性の確保」 を明記し、具体化に向けた検討を実施すること

(理由)

報告(案)の「5.今後検討すべき内容」には、「(2)審議の経過に関する情報提供のあり方」として、審議内容等の公開と非公開による比較の検討が記載されていますが、そのための前提として、リスク評価機関における透明性や公開性が充分確保されることが重要です。

このことは、2006年8月に食品安全委員会が主催した「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」において、欧州食品安全機関の担当者から、その重要性が指摘されると共に、リスク評価を実施する科学者等の独立性確保の措置など、欧州における実践例が紹介されています。

報告(案)の「5.今後検討すべき内容」に「リスク評価機関における透明性・独立性の確保」を明記し、その具体化に向けた検討を実施する必要があると考えます。

以上